

## 令和3年度若年技能者人材育成支援等事業推進計画

熊本県地域技能振興コーナー

事業目的
<p>○地域技能振興コーナーを設置し、本県における若年技能者の人材確保、育成や技能継承等、県内企業の抱える課題に対し、ものづくりマイスター、ITマスター及びテックマイスターの派遣による実技指導等の取組みにより技能向上を図るとともに、技能継承や後継者の育成が図れるよう環境整備を行います。</p> <p>○学生・生徒に対し、ものづくりマイスター等を活用して「ものづくりの魅力」を発信し、技能分野（情報分野を含む）への入職を推進します。また、技能士を活用した地域の技能振興事業を行うことにより、技能尊重気運の醸成を図ります。</p> <p>○事業を効果的に進める観点から、熊本県や経済団体、教育訓練機関等による連携会議を設置し、推進計画に基づき連携協力の下に事業展開します。</p>

(地域における技能振興事業)

区 分	事 項
1 技能五輪全国大会の予選の実施等	<p>(1) 中央職業能力開発協会の準備課題による予選会の実施</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 実施職種：西洋料理</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 開催時期：令和3年4月（予定）</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 参加者：1名（予定）</p> <p>(2) 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会参加支援の実施</p> <p style="margin-left: 20px;">技能五輪全国大会及び若年者ものづくり技能競技大会に選手を参加させる中小企業や教育訓練機関に対し、参加選手及びその指導者等（選手1名に対し1名）の参加旅費及び選手が競技に必要な道具等の運搬費の（一部又は全部）を援助することで、参加への経済的負担の軽減を行い、大会への参加を促します。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 第59回技能五輪全国大会（開催地：東京都）</p> <p style="margin-left: 40px;">①開催期間：令和3年12月17日～12月20日</p> <p style="margin-left: 40px;">②参加選手数：8名（建築大工等7職種程度）</p> <p style="margin-left: 40px;">③指導者数：6名程度</p> <p style="margin-left: 40px;">④支援対象者：中小企業の従業員及び学生、生徒と指導者</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 第15回若年者ものづくり競技大会（開催地：愛媛県）</p> <p style="margin-left: 40px;">①開催期間：令和3年8月4日～8月5日</p> <p style="margin-left: 40px;">②参加選手数：12名（旋盤等8職種程度）</p>

	<p>③指導者数：8名程度</p> <p>④支援対象：学生とその指導者</p>
<p>2 ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組</p>	<p>(1)ものづくりマイスター、IT マスター及びそれ以外の熟練技能者の活用</p> <p>ア イベントの実施</p> <p>職業意識の形成、技能の重要性・必要性を理解させることを目的とし、また若年層のものづくり離れ、技能伝承などの課題解決に向けた取組みの一環として、主に小中学生を対象にものづくりマイスターやIT マスター、それ以外の熟練技能者（以下「ものづくりマイスター等」という）を活用したものづくりの魅力、技能者の持つ技能のすばらしさ、楽しさに触れさせ、ものづくりに対する理解を深めてもらうイベントを開催します。</p> <p>《実施計画》</p> <p>新型コロナウイルス感染症防止対策を踏まえ、参加者全員にマスクを着用させ、また密にならないよう参加希望者の完全予約制や人数制限を設ける等の環境を整備して実行する。</p> <p>また指導者においても日常における感染防止対策を心掛けながら、当日はマスク着用、手洗い消毒、実施場所においては参加者との適切な距離を保ち、安全に指導を行う。</p> <p>また、参加者については、事前にQRコードによる受付を行い完全予約制とする。（コロナ感染終息後は制限を行わない）</p> <p>カリキュラムとしては、ものづくり体験教室と技能に講演、製作実演、作品展示等を組み合わせたものを想定している。</p> <p>①対象者 小中学生</p> <p>②開催回数 年1回（時期：1月を予定）</p> <p>③実施職種数 5職種程度（IT関係の1職種を含む）</p> <p>④参加者数 計250名程度（50名×5職種×1回）</p> <p>《広報》</p> <p>①イベント周知用チラシを作成し、地域の小中学校、PTAなど教育関係へ配布し、参加者の来場を促します。</p> <p>②会場周辺の自治体の広報誌にイベント情報に関する掲載を依頼します。</p> <p>③協会のホームページにイベント情報（広報用チラシ）を掲載します。</p> <p>④広告代理店に依頼しWebサイトへの周知掲載を行います。</p> <p>イ ものづくりマイスター、IT マスター以外の熟練技能者の派遣</p> <p>イベント以外で学校等から要請のあった場合、ものづくりマイスター、IT マスターでない熟練技能者を派遣して、実技指導、ものづくり体験教室（IT 実技体験を含む）等を実施しま</p>

す。

《実施計画》

①対象者：小中学生、高校生

②対象職種：フラワー装飾、金属熱処理、IT関連職種（ものづくりマスターが指導する対象分野外の職種）

③実施頻度：年10件程度

④受講者数：約200人日（予定）

《留意点》

実技指導においては、ものづくりマスターの認定職種以外で生徒等を対象に熟練技能者が実技指導し、その高度な技能を習得することにより、一般の授業では行えない「ものづくり」の魅力を体感し、学校においては教科指導等の参考にしてもらう、と共に生徒の技能の向上に繋げていけるよう促します。

IT体験においては、小中学生を対象に情報技術関連のツールに触れ、IT技術を実体験できる体験教室や情報技術関連技能に係る講話を行うなど、ITリテラシーの向上を図りIT技能に関わる楽しさに触れる内容とします。

(2) ブロック単位のイベント

技能士制度の普及・促進を図るため、技能検定制度や技能検定に関すること、及び技能士と社会の関わりや技能士になることのメリット、更に技能士が企業にいることの企業のメリット等について広く周知し、技能の重要性・必要性を理解してもらうため、技能士による製品・作品・パネル等の展示を行う本イベントの開催地であるコーナー及びセンターと協力して積極的に取り組みます。

・技能競技大会展（国が行う技能競技大会の紹介を行う）

・技能士展（技能士制度の普及・促進を図るため、技能士制度を紹介するもの）

以下の項目については、当コーナーは日帰りが困難な地域であることから該当しない。

・技能五輪全国大会を活用した技能の理解促進（見学）

・技能グランプリを活用した技能の理解促進（見学）

(3) 「地域発！いいもの」応援事業の実施（募集は年1回）

地域独自の伝統技能の後継者の育成の取組、地場産業の後継者育成の取組や独自の技能検定の実施、産業集積地における後継者育成の取組等、地域で行われているものづくり産業振興、技能者育成に役立つ特色ある取組や制度を「地域発！いいもの」として選定し広く国民へ周知することによりこれらの取組等を応援する。

センターが定める募集要領及び募集要項に基づき、下記のとおり実施します。

《実施計画》

①「地域発！いいもの」の募集に係る周知

- ・ 募集案内（リーフレット）の送付 年1回（7月）
- ・ 送付先 各市町村、関連業界団体（組合）、工業系高校  
製造系企業
- ・ 送付件数 400通

②応募書類の受付・チェック、センターへの送付

③応募者へ選定結果を通知し、選定された応募者については地域技能振興コーナーを通じて「地域発！いいもの」選定証及び楯を贈呈します。

(4) グッドスキルマーク事業の促進

消費者に対して、一級技能士等の技能が活かされた付加価値の高い製品等であることを広く周知するため、技能を駆使した製品等にのみ表示することのできるロゴマークの活用を促進します。（募集は年1回）

《実施計画》

募集要項に基づき、下記の業務を行います。

①グッドスキルマークの募集に係る周知

- ・ 募集案内（リーフレット）の送付 年1回（8月）
- ・ 送付先 協会会員、関連業界団体（組合）、技能検定1級  
合格者所属事業所
- ・ 送付件数 300通

②応募書類の受付・チェック、センターへの応募書類の送付、

③中央技能振興センター（以下、センターという）からの認証の可否を当コーナーが応募者へ通知します。また認証を受けた事業所に対しては、センターから送付された認定通知書、認定証を送付します。

(5) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援

社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年がその適正に応じ、誇りと希望を持って技能労働者となることを促進するため、令和3年度の卓越した技能者（現代の名工）として表彰された被表彰者150名を紹介するとともに、技能に対する興味・関心を一層喚起するためにWEBコンテンツを作成し、インターネットを通じてPR活動行っていきます。

地域技能振興コーナーでは県内における受章者の紹介コンテンツを作成方針に従い、下記のとおりコンテンツ作成の支援

	<p>を行います。</p> <p>具体的には、①被表彰者のプロフィール(入職のきっかけ)、②仕事に対する思い(やりがい、苦労したこと)、③これから入職する若者に伝えたいこと(作品及び作業風景の写真を含む)、について取材を行い、取材結果をセンターに提出します。</p>
--	---

(ものづくりマイスター等の認定、登録に関する業務)

区 分	事 項
1 ものづくりマイスター及び IT マスター等の開拓	<p>地域のニーズ等を踏まえて、登録されているものづくりマイスター及び IT マスターの職種や人数を勘案し、ものづくりマイスター等が不足している職種について、効率的な候補者の開拓を行います。</p> <p>《実施計画》</p> <p>①県内の製造業系、建設業系の中小企業、約 1,300 社に対し、ものづくりマイスター制度に係る案内(リーフレット)を送付し、ものづくりマイスター等の募集(開拓)を行います。</p> <p>②一級技能士の所属する企業、業界団体等へ直接訪問し、マイスター制度の趣旨、メリット及びものづくりマイスター等の認定要件、活動条件等について丁寧に説明を行うとともに、若年技能者育成の必要性・重要性について、更に認識を深めてもらい、候補者に繋がる情報収集活動を行います。</p> <p>③IT マスターの開拓にあたっては、情報処理関連専門学校、県庁関連課 の紹介、大学(情報処理学科)等を直接訪問し、制度説明、活動条件の他、指導内容、指導法、指導レベルについて詳細な説明を行う他、当協会で実施しているコンピュータサービス技能評価試験の認定施設を訪問するなど、あらゆる機会を利用して、候補者の発掘に努めます。</p> <p>④協会内のホームページに、ものづくりマイスター制度の説明及びものづくりマイスターの募集案内を掲載し、ものづくりマイスター等の開拓促進を行います。</p> <p>⑥訪問頻度等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問件数：月 4 日以上(人員 2 名)</li> <li>・ 目標認定者数：5 名以上(うち IT マスター 1 名以上)</li> </ul>
2 ものづくりマイスター等への説明	<p>認定を受けたものづくりマイスター、IT マスター及びテックマイスターに対し、実技指導等行う前に、センターが定める免除基準に該当する場合を除き、指導技法等講習を受講する必要がある旨、その他必要な周知を行います。ただし、IT マスターを小中学校へ派遣する場合、又は高校へサイバーセキュリ</p>

	<p>ティ―関係の講義を行う場合は、免除基準に係わらず、教材の利用に関するマニュアル等を配布し、講習の進め方等について説明を行います。</p> <p>また、認定証交付等の際や平成 30 年度以前から登録されている者が、当年度に初めて実技指導等を開始する直前に、円滑に実技指導等が始められるよう活動の内容や活動する際の条件等について、文書により通知し説明を行います。</p>
<p>3 申請書類等の取りまとめ</p>	<p>ものづくりマイスター、IT マスター及びテックマイスターの認定申請を行う者に対して申請書類の受付、確認等を行うなど円滑な事務処理の実施を支援するとともに、申請書類を取りまとめ中央技能振興センターに提出します。</p> <p>また、申請書のとりまとめに当っては、認定要件に加え、生産性・品質向上、人材育成方法の指導、労働安全衛生法を含む労働環境の改善に向けた助言等を実施できる要件、対象分野等について確認を行い、認定後は中小企業等の指導に活かしていきます。</p> <p>①実施時期 令和 3 年 4 月から令和 4 年 1 月まで</p>
<p>4 ものづくりマイスター等に対する研修</p>	<p>新たに認定されたものづくりマイスター及び IT マスターに対し、実技指導技法の習得・向上のため、センターが作成したテキストを活用し、講習の進め方等の他、指導後の活動報告書の作成等、事務を含む指導技法等講習を実施します。</p> <p>また、必要に応じ個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与等について研修を行います。</p> <p>実施に当たっては、センターが作成し、提供された当該講習用資料を活用することとします。ただし、IT マスターに対する指導技法講習の実施にあたっては、指導技法講習のうち、主題の「実技指導教材の作り方(演習を含む)」及び「OJT」による指導の進め方については、センターが作成した各教材の「講義ガイド」の活用方法についてコーナー職員が説明する場合を含め、適切に講習を行うこととします。</p> <p>また、センターが主催する指導技法を学んだ講師向けの講義形式による研修(年 2 回程度)にも積極的に受講を促します。</p> <p>なお、過去 3 年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対し、引き続き活動の意志があるか否かを確認し、活動の意志のある場合には、最新の指導技法講習に係る講習を行います。</p> <p>①実施回数：年 3 回程度</p>

(ものづくりマイスター等の活用に係る業務)

区 分	事 項
<p>1 若年技能者の人材育成に係る相談・援助</p>	<p>(1) 熊本県地域技能振興コーナー（以下「コーナー」という。）の窓口において、技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法・訓練施設・設備等のコーディネートを行います。</p> <p>(2) 県内の企業や工業高校等の要請に応じ、ものづくりマイスター及び IT マスターの派遣に係る相談・援助を行います。</p> <p>派遣に際しては、派遣要請に係る指導ニーズを把握し、効果的な指導を計画するため、電話による対応の他、直接要請先を訪問して指導内容、設備機器、スケジュール等の打合せを行い、加えて指導の前に適切に指導が行えるようマイスター等を伴った打合せを要請先と綿密に行います。</p> <p>なお、小中学校に対しては、総合的な学習の時間等を活用した IT マスターの派遣による情報関係技術の講習が可能なため、校長会等において学校が作成する年間指導計画に盛り込むよう働きかけを行います。</p> <p>(3) 企業及び業界団体からの派遣要請があった場合には、雇用安定等各種給付金の受給予定について確認し、適切に対応するとともに、3 級技能検定の資格付与について案内するものとします。</p> <p>(4) 実技指導を実施したものづくりマイスター及び IT マスターについては、指導内容、受講者の到達度評価、受講者の今後の課題等を記録し、受講者に対して評価等の内容を伝達することとします。</p> <p>(5) 県内の中小企業、教育訓練機関を対象に、ものづくりマイスター等の派遣による効果的な実技指導に向けて、ものづくりマイスター制度の案内（リーフレット）の配布を行うとともに、具体的なニーズを引き出すためにアンケート調査を行い、必要な情報提供及び訪問等による相談・援助を行います。</p> <p>①リーフレット等資料の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期：令和 3 年 4 月（予定）</li> <li>・配布先：教育訓練機関（小中学校、工業系高校）</li> <li>・配布数：約 520 件</li> </ul> <p>②アンケート調査票及びリーフレットの送付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期：令和 3 年 4 月（予定）</li> <li>・調査対象：中小企業（製造業・建設業）、関係団体</li> <li>・件 数：約 1,200 件</li> </ul>
<p>2 ものづくりマイスター等</p>	<p>中小企業・業界団体や工業高等学校等の要請に応じてものづ</p>

<p>の派遣による指導の実施</p> <p>※活動目標 3,240 人日以上        (「ものづくりの魅力」講座の活動数を含む)</p>	<p>くりマイスター、IT マスター及びテックマイスターの派遣を行います。令和 2 年度に引続き、中小企業・団体への指導拡充を目指します。</p> <p>【ものづくりマイスターの派遣人数想定】延べ 460 名程度</p> <p>派遣にあたっては、派遣要請に係る指導ニーズを把握して効果的な指導を計画し、それを的確に実施できるものづくりマイスター等の選定に努めます。</p> <p>また、実施した指導内容を記録し、受講者に対して目標レベルの到達度評価を行うことで、訓練の促進を図ります。</p> <p>なお、IT マスターが技能検定及び技能五輪全国大会の競技種目でない職種の実技指導を行う場合は、受講者のレベルに応じて若年者ものづくり競技大会の課題を活用する等、効果的な指導を行うこととします。</p> <p>ア ものづくりマイスター等の派遣について</p> <p>①派遣日数：440 人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業、業界団体 (延べ 140 人)</li> <li>・ 工業高校等 (延べ 300 人)</li> </ul> <p>②活動数 (2,690 人日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業、業界団体 (延べ 290 人日)</li> <li>・ 工業高校等 (延べ 2,400 人日)</li> </ul> <p>③派遣先件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業、業界団体 17 件</li> <li>・ 工業高校等 38 件</li> </ul> <p>イ 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎的な指導には競技課題や技能検定実技試験課題(2 級～3 級相当)を用いることで、目標を示すことにより段階的に技能の向上を図っていきます。(座学を含む)</li> <li>・ 企業、団体に対しては、求める内容を踏まえ、ものづくりマイスターと調整のうえ実施します。</li> <li>・ 企業・団体への生産性・品質向上、人材育成方法の指導、労働安全衛生法を含む労働環境の改善に向けた助言等を行います。</li> <li>・ 工業高校等から、「技能検定の受検資格について(平成 30 年 1 月 4 日付け開発 0104 号第 1 号)」に基づく、技能検定受検資格付与に係る講習(技能検定 3 級の受検資格必要な当該検定職種に係る技能検定試験の実技及び学科の「試験科目及びその範囲の細目」についての講習の要請があった場合、資格付与に必要な最低 6 時間の講習を行います。</li> </ul>
<p>3 「目指せマイスター」プ</p>	<p>(1)「ものづくりの魅力」の発信</p>



<p>ロジェクト</p>	<p>① 学校の授業等への講師派遣（児童・生徒を対象）  小中学校からの要請に応じて、学校の授業等にもものづくりマイスターを派遣し、「ものづくりの魅力」を発信する講義を伴うものづくり体験教室等を実施します。  ・実施時期：令和3年4月から令和4年2月  ・実施件数：14件（予定）  ・活動目標：550人日（予定）</p> <p>② ものづくりマイスターによる講義を伴う児童・生徒を対象とした事業所等見学の実施  上記(1)のものづくりマイスターによる講義を受けた児童・生徒を対象に、ものづくりマイスターの勤務場所等事業場の見学（訓練施設を含む）を組み合わせたものづくりマイスターによる講義を行います。</p> <p>③ 学校の教師、児童・生徒の保護者等を対象とした「ものづくりの魅力」講座等への講師派遣  児童・生徒を対象に行うものづくりマイスターによる「ものづくりの魅力」講座を実施するにあたり、当該学校の教師を対象とした「ものづくりの魅力」講座を事前に実施します。  また、児童・生徒の保護者等に対しても学校側と調整のうえ可能な範囲内で実施します。</p> <p>(2) 「ITの魅力」発信  児童、学生の情報技術に関する興味を喚起するとともに、情報技術を使いこなす職業能力の付与が実現できるよう、ITマスターを活用した「ITの魅力」発信を行うこととします。</p> <p>ア 学校の授業等への講師派遣（児童・生徒を対象）  小中学校等からの要請に応じて、学校の授業等にITマスターを派遣し、「ITの魅力」が児童・生徒に伝わるよう、講義形式又は情報関係技術の実技体験など講習課題に応じた内容の講習を実施します。  《実施計画》  ① 実施時期：令和3年5月から令和4年2月  ② 実施回数：2日（予定）  ③ 活動目標：50人日（予定）</p> <p>(3) その他、若者に対する「ものづくりの魅力」の発信  地域関係者の協力を得て、ニートの若者等に対する就労支援を推進している「地域若者サポートステーション」からの要請にもとづき、ものづくりマイスターの有効な活用が見込まれる場合には、検討の上、可能な限り協力するものとします。</p> <p>(4) ものづくりマイスターの働く職場での職場体験実習の実施</p>
--------------	---

	<p>要請等要請に応じ、職場体験実習を行う企業等があった場合には、企業が想定する対象者を確保するため、地域の学校、ハローワーク、サポステに対して職場体験実習を働きかけるものとし、</p> <p>・対象者：児童・生徒・学生・求職者</p>
--	--

(地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営)

区 分	事 項
1 連携会議の設置	<p>1) 地方公共団体や経済団体等と連携会議を設置し、年度始めに事業の推進計画や実施計画により、本県の産業特性や就業構造等を踏まえた技能振興の取組みや事業実施に当たっての連携・協力の在り方、方針を決定します。また年度末に事業の実施結果等を踏まえ、翌年度の事業推進計画案を策定し、連携会議に報告し、取りまとめます。</p> <p>2) 連携会議委員（構成員）・案</p> <p>熊本労働局、熊本県商工雇用創生局労働雇用創生課、熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、熊本県経営者協会、熊本県商工会議所連合会、熊本県商工会連合会、熊本県中小企業団体中央会、熊本県工業連合会、熊本県建築協会、熊本県技能士会連合会、熊本県専修学校各種学校連合会、日本労働組合総連合会熊本県連合会を予定</p>
2 連携会議の開催回数	年2回開催（開催時期：5月、12月）

(全国斉一的な事業展開)

区 分	事 項
1 全国会議の開催等によるセンター・コーナー間の連携の強化等	センターとコーナーが密接に連携し、円滑に全国斉一的な事業展開を図るため、全国会議やブロック会議の開催等により、業務方針確認・徹底、実務ノウハウの向上・共有を図ります。

(成果目標)

目 標	満足度
①ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度	90%以上
②ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に生かせるとした訓練生の割合	90%以上
③ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学校の満足度	90%以上
④ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合	90%以上
⑤地域における技能振興事業の参加者の満足度	90%以上